

昭島市告示第167号  
令和8年6月1日

## 公 示 送 達 書

昭島市長 白井伸介



下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び第2項の規定により公示送達する。

なお、公示送達にかかる書類は、市長が保管しており受領権限を有する者に交付する。

### 記

送達すべき書類	送達を受けるべき者の氏名
地方税法の規定に基づき作成された令和8年2月20日付けの令和7年度市民税・都民税・森林環境税（普通徴収）第4期に関する書類 （通知番号2570）	HARDIN UNSUK
地方税法の規定に基づき作成された令和8年3月16日付けの令和7年度固定資産税・都市計画税第4期に関する書類 （通知番号1280）	柳川 淳子

### （注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに、公示送達にかかる書類の送達があったものとみなす。